

令和3年9月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和3年9月21日

開会：午前10時00分～午前11時33分

○出席者

教育長 太田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 江 端 源 治

委員 杉 岡 佐 緒 理

委員 田 中 満 公 子

委員 古 川 知 子

事務局

教育監 森田 大輔 教育部長 大西 和也

市民生活部長 佐藤 貴志 総務課長 加藤 久隆

学校管理課長 酒田 宗利 学校教育課長 棹本 達也

保健給食課長 後藤 勝義 教育センター長 佐々木 幸子

生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆

ほか担当職員

○教育長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、教育委員会の9月定例会を開会いたします。

議事に先立ちまして、私から1点御報告を申し上げます。

令和3年9月9日付で、古川知子先生が新たに教育委員として就任されました。

それでは、古川委員に一言、御就任の御挨拶をいただきたいと思っております。

○委員 今日から、教育委員会定例会に出席させていただきます古川と申します。

どうぞよろしくお願いいいたします。もともと府立の高校の教員から出発しまして、教員を15年やって、その後大阪府教委に15年勤め、今は小学校の先生を目指す学生の指導にあたっております。守口市の教育の推進のために、少しでもお力になればらと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○教育長 ありがとうございます。

それでは、日程第1「会期について」お諮りいたします。本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

それでは次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は田中委員を御指名申し上げますので、よろしくお願いいいたします。

○委員 承知いたしました。

○教育長 次に、日程第3「前回会議録の承認について」お諮りいたします。

既に委員の皆様には、7月28日に開催されました教育委員会7月定例会会議録(案)を配布いたしております。

原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、教育委員会7月定例会会議録(案)につきましては、承認することといたします。

それでは次に、日程第4、議題第29号「令和3年度教育委員会表彰について」を議題といたします。議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第29号「令和3年度教育委員会表彰について」。令和3年度教育委員会表彰について、次のとおりとする。

令和3年9月21日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長　それでは議案の説明をお願いします。

○事務局　それでは、議案第29号「令和3年度教育委員会表彰について」、御説明申し上げます。お手元に教育委員会表彰候補者名簿、及び参考資料といたしまして、守口市教育委員会表彰規定並びに細部基準をお配りいたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

教育委員会表彰は、守口市教育委員会表彰規定により、教育委員会事務局及び学校並びに教育機関の職員、市立学校の児童生徒、その他市内の学校及び教育委員会の関係団体に所属する方々を対象に、多年にわたる功績に対し、また競技等で優秀な成績を収められた方々を表彰するものでございます。

それでは、表彰者名簿につきまして、御説明申し上げます。9月3日に、教育委員会事務局関係部課長が出席し、教育委員会表彰選考会にて選考したものでございます。候補者名簿2ページから5ページが、本市に関係するもので、教育の発展に特に功績があった者の一般功労者16名、6ページが、大会等における成績優秀者の競技関係等2名、7ページが、20年以上誠実に勤務した者、学校関係者の永年勤続者2名で、計20名の候補者となっております。以下、敬称を省略して進めさせていただきます。

まず、一般功労者関係でございます。2ページを御覧ください。本市に関係する者で、教育の発展に特に功績があった者から、社会教育委員として、深田政好、山田正行、古来勢津子、白江俊和、3ページにまいりまして、奥村孝二、上野美由起、津嶋恭太の7名が、文化財保護審議会委員として、東野良平、4ページにまいりまして、笠井敏光、岩城卓二、戸花亜利州の4名が、表彰規定第4条第1号及び細部基準第5条の4年以上の役職にあった者に該当し、推薦されております。また、無形民俗文化財寺方提灯踊保存会副会長、東野達興が、表彰規定第4条第1号及び細部基準第5条の5年以上の役職にあった者に該当し、推薦されております。

5ページにまいりまして、学校・認定こども園園医として、森口久子、吉岡明美、光吉鈴代の3名が、学校・認定こども園薬剤師として、玉嶋みきが表彰規定第4条第

1号及び細部基準第5条の10年以上の役職に該当し、推薦されております。本市に関係する者で、教育の発展に特に功績があった者の合計は、16名でございます。

次に、6ページを御覧ください。競技関係等でございます。大会における成績優秀者からは、市立庭窪中学校3学年、齊藤優希は、第51回全国中学校相撲選手権大会に出場しており、表彰規定第3条第3号で細部基準の第3条に該当いたします。また、高松中央高等学校3学年、佐藤祐司は、第48回全国高等学校空手道選手権大会で準優勝しており、表彰規定第4条第2号で細部基準の第6条に該当いたします。以上、大会における成績優秀者として計2名が推薦されております。

次に、7ページを御覧ください。最後に、永年勤続者でございます。20年以上誠実に勤務した者からは、市教育センター長、佐々木幸子、市立よつば小学校教頭、山口仁志、計2名が、表彰規定第2条第2号に該当することから推薦されております。

以上、簡単な説明でございますが、御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。なお、表彰式につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を中止させていただくことといたしましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。今の説明がありましたとおり、各課のほうから推薦が上がってきたものを、事前に選考委員会で審査をして、その結果、候補者ということで上がってきたものがこの名簿ですので、この委員会で表彰について決定をしていただきたいと思います。何か御意見、御質問はございますでしょうか。

特に御質問、御意見もないようでございますので、採決いたしたいと思っております。

議案第29号につきましては、原案どおりに決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第29号につきましては、原案どおり決定いたし

ました。

それでは次に、日程第5、議題第30号「令和3年度全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチ（小学生すくすくテスト）の結果概要（案）について」を議題といたします。議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第30号「令和3年度全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチ（小学生すくすくテスト）の結果概要（案）について」。令和3年度全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチ（小学生すくすくテスト）の結果概要（案）について、次のとおりとする。

令和3年9月21日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第30号「令和3年度全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチ（小学生すくすくテスト）の結果概要（案）について」御説明申し上げます。本日配付させていただいております資料を御参照いただきますよう、お願いいたします。

今年度の全国学力・学習状況調査につきましては、全校参加により実施され、その結果が8月24日に本市へ、また27日には各校へ結果が示されました。調査結果の取扱いにつきましては、先月の教育委員会定例会にてお伝えしたところですが、本日は、本市の結果概要を説明させていただきます。

1 ページ目、上段には本調査の取扱いの趣旨について示しており、中段には調査概要を、下段には全体のポイントをお示ししております。今回の結果は、全体といたしまして、全国平均並みの結果であり、新型コロナウイルス感染症による長期間の臨時休業などの影響があったにもかかわらず、子どもたちがしっかりと学習に取り組んだ成果だと考えております。

具体的には、小・中学校国語の話すこと・聞くこと、小学校算数の測定、変化の関係などで、70%以上の正答率を示し、全国平均との正答数の差は1問以下であるなど、全体的に児童生徒の学力はおおむね定着していました。

一方、国語の読むことや、算数、数学の図形において正答率が低い問題や、無回答が多い問題が見られたほか、引き続き思考力、判断力、表現力の育成が課題です。また、全国と比べますと、小学校の標準偏差が大きい傾向が見られました。

2 ページには、結果概要、正答数分布グラフをお示ししております。

3 ページには、各教科の状況を、成果の見られた問題を白丸、課題を黒丸でお示ししております。その中から、顕著に課題や成果の見られた問題について、4 ページ、5 ページに具体的にお示ししております。問題例①は、目的を意識して中心となる語や文を見つけて要約できるかを見る問題ですが、全国平均も低い問題となっており、条件に沿って書く問題に課題があることが分かります。

5 ページ目、問題例②の中学校数学に移ります。上段の文字式の計算では、過去類似の経年比較から向上傾向が見られ、しっかりと定着していることが分かります。下段のグラフの読取りも、91.7%と多くの生徒が正答できており、おおむね定着が図られている問題と言えることを示しております。

6 ページからは、児童生徒質問紙調査の結果概要をお示ししております。6 ページ目、学力向上にかかる目標値を設定した6項目のうち、授業改善にかかる3項目の結果を示しており、その肯定的回答の割合は、小学校等の「課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる」は、ほぼ横ばいでありましたが、それ以外の項目は、小・中学校等ともに向上傾向で、特に中学校等においては、全国を上回っているもしくは全国並みで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が推進されていると考えられます。子どもたちが主体的・意欲的に授業に臨めるよう、引き続き授業のユニバーサルデザインの3つの視点(「焦点化」「視覚化」「共有化」)を取り入れた授業づくり等の授業改善を図っていくことが大切であると考えます。

続きまして7 ページ目は、自学自習力の育成にかかる3項目の調査結果を示しており、そのうち、「家で授業の予習・復習をしている」については、今年度調査なしのため、「家で自分で計画を立てて勉強していますか」の項目を参考に掲載しております。

す。「自分で計画を立てて勉強している」の肯定的回答は、小・中学校等ともに増加傾向で、家での勉強時間は、小学校等では30分以上の割合が若干減少しているものの、中学校等では、1時間以上の割合は増加傾向で、全く勉強しない割合も減少しており、家庭学習習慣については改善傾向が見られました。

一方、読書時間が10分以上の割合は、小・中学校等ともに減少し、全国を下回っており、読書を全くしない割合も特に中学校等で56.7%と高い状況で、読書習慣の定着には課題が見られます。学校図書館全体計画等に基づき、日々の教育活動では引き続き児童生徒の読書習慣の形成、読書機会の確保に向けた取組みを推進していくことが重要であると考えます。

その下段には、参考といたしまして、質問紙調査と評価の平均正答率の相関関係が分かるクロス集計をお示ししております。また、その下には、学習習慣、読書習慣の定着に向けた御支援、御協力を促せるよう、地域・家庭への啓発メッセージも掲載しております。

続きまして、8ページ目、「学校・勉強について」では、「学校に行くのが楽しい」に肯定的な回答をした割合は、小・中ともに高い傾向であり、学習に対する興味・関心についても、全国平均を上回っている項目もあり高い傾向でした。このように、学習に対する興味・関心等が高い結果であったことは、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善を推進してきたことの成果の現れと考えられますので、今後も引き続き子どもたちが、主体的・意欲的に授業に臨めるよう、授業改善を推進していくとともに、自学自習力への育成への取組みにも繋げていくことが大切であると考えています。

9ページ目、上段、「ICTの活用」につきましては、「授業でのコンピューターなどICT機器の使用頻度」や「コンピューターなどのICT機器を他の友達と意見を交換したり調べたりするための使用頻度」で肯定的な回答、週1回以上をした割合は、小・中学校等ともに全国平均を大きく上回っており、使用頻度が月1回未満の割

合も減少傾向であり、ICT機器の整備やその活用が進んでいると言えます。今後も、環境整備の充実とともに、日々の協働的な学びにおいて、ICT機器を効果的に活用している取組みを共有していくことが大切であると考えます。

続いて下段、地域との関わりにつきましては、「今住んでいる地域の行事に参加している」「地域や社会をよくするために何をすべきか考える」に肯定的な回答をした割合は、全国平均と比べて低く、地域課題解決の育成が課題と言えます。コロナ禍により、教育活動に加え地域行事も中止や開催方法の変更があることから、肯定割合が減少したとも考えられますが、子どもたちと地域や社会の課題について共有し、共に考える機会が設定できるよう、各中学校区等に設置した学校運営協議会にて取組みを進めていく必要があると考えます。

続いて10ページ目上段、「自己有用感」につきましては、「自分にはよいところがある」「将来の夢や目標を持っている」に肯定的な回答をした割合は、中学校で低く、義務教育9年間を見通した自己有用感の育成が課題です。参考のクロス集計でもお示ししておりますが、調査結果では、「自分によいところがある」に肯定的回答をした子どもたちの方が学力が高い傾向にありました。日々の教育活動では、自分のよいところを発見できるような活動を充実させていくことが大切であると考えます。

下段、「コロナ禍の影響について」は、「コロナ禍での休校期間中、勉強について不安を感じた」と回答した割合は、小・中学校等ともに半数を超えており、全国と同様の傾向がありました。引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底していくことが大切であると考えます。また、やむを得ず学校に登校できない子どもたちに対しては、オンライン学習等により学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、ICT機器等も活用しながら、規則正しい生活習慣を維持し、学校と子どもたちとの関係を継続することが重要であると考えます。

続いて、11ページ目には、学校質問紙と児童生徒質問紙を比較できるよう、結果レーダーチャートを示しております。学校質問紙では、小・中学校ともにバランスが

よく、全国並み、もしくは全国以上の結果でした。特に教科の指導方法や授業改善、家庭や地域との連携等の項目は全国よりも高い結果で、特に中学校では高い傾向でした。

児童生徒質問紙では、全体的にバランスがよいですが、全国よりも低い状況でした。質問紙の詳細は、先ほど説明した内容のとおりですが、中学校等の自己有用感の項目が他に比べて低い状況であるのは大きな課題であると考えます。他の項目に比べて低いスコアとなっている小学校では、国語への関心を高める授業改善、中学校では自己有用感や規範意識を高める教育活動にしっかりと取り組むことによって、学力の向上に繋がる可能性があると考えられます。また、地域や家庭との連携等も高い状況であることから、その強みを生かし、地域や家庭と協力した生活・学習習慣の見直しなどに取り組むことも重要と考えられます。

最後に、12ページ目には、「教育委員会の今後の取組み」について、今年度より策定しました「守口市学力向上プラン」を着実に推進することを大きな柱としてお示ししております。プランに沿った具体的な取組み内容につきましては、授業改善の推進、自学自習力の育成、ICT機器の活用、家庭、地域との連携、新型コロナウイルス感染症の拡大に備えた学習保障、調査結果の詳細な分析に分けてお示ししております。

本市立学校全体の、全国学力・学習状況調査結果の概要については、以上でございます。

続きまして、すくすくウォッチの本市の結果概要について、引き続き御説明させていただきます。

1ページ目、上段には、本調査の取扱いの趣旨についてお示ししており、その下には調査概要をお示ししております。

2ページ目には、各教科に関する調査結果概要として、教科別の平均正答数、平均正答率、標準偏差を本市、大阪府を比較できるよう表にまとめており、その下には、

正答数分布グラフを、教科別にお示ししております。表・グラフから、平均正答数は大阪府との差が0.6問以下と小さく、ほぼ大阪府並みと言えます。また、大阪府と比較して、国語の標準偏差が大きい傾向が見られました。正答数分布では、どの教科とも大阪府との差はほとんどなく同様の分布傾向でした。しかしながら、低位層の割合が大きい傾向が見られています。

3ページから4ページには、各教科の状況について、本市全体で顕著な状況が見られるものをお示ししております。

3ページ目は、わくわく問題（教科横断型問題）について、成果の見られた問題、課題の見られた問題、また同一問題実施による学年比較による6年生に顕著な伸びが見られた問題と、学年を問わず意欲をもって取り組んでいるとみられた問題をお示ししております。

4ページ目には、国語、算数、理科で成果の見られた問題を白丸、課題を黒丸でお示ししております。

4ページ目下段以降には、アンケート調査結果概要をお示ししております。まずは、「未来に向かう力」についての大阪府の定義等を記載しております。

続いて5ページ目には、「未来に向かう力」と「好奇心」についてのレーダーチャート、学年別に大阪府平均、本市の平均をお示ししました。レーダーチャートによると、「目標に向かって頑張る力」の、ぶれない心が他の項目に比べて低いことや、5年生と比較して6年生のほうが多くの項目で高い結果であるなど、5、6年生ともに大阪府平均と大きく傾向は変わらない結果でした。共感する力、相手への理解といった「人と関わる力」は高い傾向であり、協働的な学びを進める上で大切な素地は養われていると考えます。また、粘り強さも他の項目と比較して高い傾向であり、自分の目標や課題に対して、どんな状況でも持続的かつ積極的に挑んでいく児童が多い傾向があると考えます。これからの予測困難な社会を生き抜くために必要な「未来に向かう力」や、新たな知識や経験を探求する原動力となる「好奇心」を育成していくため、

日々の教育活動を充実させていくことが大切であると考えます。

6 ページ目からは、教員アンケートと児童アンケートの結果を比較して示し、教員と児童の意識の差から分かることなどを記載しております。全国学力・学習状況調査では、学校質問紙は学校の回答ですが、すくすくウォッチでは、5、6年生にかかわっている全ての教員にアンケートをとっていますので、日々の教育活動をより詳しく分析できるデータであると考えます。ポイントのみ、お伝えいたします。

まずは、自己有用感についてです。「児童のよいところを認めたり、励ましたりする言葉がけをしている」についての肯定的回答は100%と、全教員が児童一人一人のよいところを日々の教育活動で認める言葉がけをしていることが分かります。

下段の授業での「ノート指導」については、「自分の考えをノート等を書く」についての肯定的回答は、児童は77.4%と比較的高い結果ですが、教員との認識の差が大きい結果となっています。日々の授業では、多くの児童が自分の考えを書けるよう、他の児童の考えを板書に残したり、友達の考えなどもヒントにできるように協働的な学びを効果的に取り入れたりするなど、具体的な支援によりノート指導を充実させていくことが大切であると考えます。

7 ページ目は「授業について」、8 ページ目上段が「読書習慣について」、その下段に「ICT活用について」掲載しております。

最後に、9 ページ目には、「教育委員会の今後の取組み」について、全国学力・学習状況調査と同様に、守口市学力向上プランを着実に推進することを、大きな柱としてお示ししております。二つの公表結果につきましては、9月30日までに、ホームページにて公表いたします。

以上、「令和3年度全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチ（小学校すくすくテスト）結果概要（案）について」、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問や御意見はございますでしょうか。

○委員　それでは。

○教育長　お願いいたします。

○委員　毎回この学力・学習状況調査、それから小学生すくすくテストのことが議題に上がるたびに尋ねておりますが、今、いろいろと分析をされたことをお聞きしましたが、それをどのように児童や生徒たちと共有をし、あるいは現場の教員と共有をして、次に、一つでも二つでも、じゃあこれを試してみよう、と取り組むことに意味がありますので、そういった次の改善へのきっかけに繋げておられるのか。また改めてお聞きしたいと思います。

例えば、「ホームページにアップします」と、こうおっしゃいましたが、アップしているだけでは見ないと思います。その辺はどう捉えておられるかもお聞きしたいと思います。

○事務局　ただいま、委員から御指摘の点ですけれども、学校では、学校だより等において、子どもたちに、そのプリントを配付する際にも、今回の状況調査の結果等に少し触れた上で、御家庭のほうに、その情報を共有させていただいております。

また、各学校では、学期に一度以上は、このように全国学力・学習状況調査等で出題されている問題を取り扱って、子どもたちが教科で身につけた力をどの程度自分の力として発揮できるかということを確認するため、改めて問題を解く機会も設定をしています。また、問題を解くだけではなくて、その問題を全員で授業の中で取り扱って、同じような間違いをしないように、どのような考え方をすれば問題を解くことができるかを考える授業にも取り組むようにしております。そのような機会を通じて、子どもたちがこれまで学んできたことが成果として現れるように、学校では取り組んでいるところでございます。

○教育長　お願いします。

○委員　ぜひ丁寧に、時間をかけて、特に担任の仕事だろうと思うんですが、やっぱりやりがいのある仕事だし、本当に意味のあることだと思いますので、児童や生

徒がこういったことに興味・関心を持つように、粘り強く取り組んでいていただきたいなど、そう思います。よろしくお願いします。

○教育長　ほかにいかがでしょうか。

○委員　最後、今後の取組みというところで、授業改善の推進で、学力向上推進教員会議とか、教職員研修会とか、どんな感じで進めていかれるのか教えていただけたらなと思います。

○事務局　学力向上推進教員会議につきましては、どの学校も月1回、管理職も含めまして開催をしております。各校の学力向上推進プランの進捗状況の確認ですとか、このような学力テストを実施した際の分析、会議等を実施しているところです。

また、教職員研修会につきましても、その学力向上推進プランに基づいて、今年度はこのように取組みを進めていこうと、年間計画を立てておりますので、大体学期に1回は、全体会議ですとか、コアで個別に先生方の研修会を開催したいと、計画を各校で立てているところでございます。

以上でございます。

○委員　はい、ありがとうございます。

○事務局　補足ではございますが、学力向上推進会議については、市で開催しております。各校の学力向上担当教員を集めたりしております。今年度につきましては、寺方南小学校と、八雲中学校を研究校といたしまして、そこでの取組みもその学力向上担当教員等に伝えるとともに、その中で、実際の各学校の取組みですとか、そういうところを協議して各校に持ち帰るようにしています。

以上でございます。

○委員　ありがとうございます。

○教育長　ほかにいかがでしょうか。

じゃあ私から質問ですが、全国学力調査は、教科ごとに解説資料というのを作って、1問ごとに、この問題はどのような力を見る問題なのかとか、それを授業の中で、こ

ういうふうな指導をすると、こういう力が身につくといったヒントとなるようなものを国で作って、各学校にも配付されていると思いますが、すすくウオッチのは、何かこういうものを作られる予定などを、もし見通しとか分かったら教えてください。

○事務局　すすくウオッチのテストの内容につきましては、各問題で、このように取組みを進めてくださいとか、例えばですが、わくわく問題のほうで、1時間の授業プランの中で、この問題を、このような授業計画の中で活用して行ってくださいと、そしたら子どもたちが、このようにつまずいたときには、このような取組みを進めていってもらえたらというようなものを、府からは御提供いただいております。

以上でございます。

○教育長　ありがとうございました。全国学力調査のほうは、知識・技能の問題と、思考力・判断力・表現力を見る問題が、バランスよく出題されて、特にその思考力・判断力・表現力の問題というのは、本当にこの問題を解くだけではなくて、日々の授業で取り組まないと、こういう力をつけるのは難しい問題です。国もそのヒントとなるような解説資料が出されて、これを使うかどうかによってこれからの学力の向上、授業の肝になってくると思っておりますので、各学校で活用を促していきたいと思っております。

一方、すすくウオッチのほうは、どちらかと言うと、知識・技能に特化したような問題なので、大阪府も恐らく問題と解答ぐらいしか出さないと思うのですが、教科横断型の問題は、なかなかいい問題だったので、いろいろな教科で、ぜひこういった要素を取り入れてやっていく必要があると思います。今回初めての調査ですので、恐らく大阪府でも、これから分析して、いろいろな研修などで活用していただければと思います。本市としても各学校に、このすすく問題、この教科横断型の問題を、各学校に活用を促していきたいと思っております。

あと、国の調査と府の調査は、ばらばらに行われているので、教育委員会としては、それぞれ部分的に見ているものなので、子どもたちの学ぶ内容、どこが身につけて、

どこが十分でなくて、調査で測っていない内容も、全体を通して分析して各学校をサポートしていく必要があると考えています。

○委員 関連してよろしいですか。

○教育長 お願いします。

○委員 今、教育長がおっしゃいましたこと、本当に共感をもって聞いてまして、国の調査とか府の調査とかですね。いろいろなアンケートとか、それから学力調査等が実施されて、今回のようにたくさんエビデンスが出てくるのを、委員もおっしゃいましたけれども、それを教育活動に繋げていくっていうことが、本当に大事なことかなというふうに思っておりますし、現場の先生たちがあふれるような仕事の中で、それに向かっていこうとされているのを、教育委員会は指導したり支援をされたりしているのだろうというふうに感じながら聞いておったのですが、先ほど教育長が言われましたように、どこの力が伸びて、どこの力が、「まだまだこれから課題かな」っていう、そのもともとのルーブリックっていうんでしょうか。総合教育会議のときにも少しお聞きしたんですけれども、守口市としては、そういうルーブリックというものをお持ちなのでしょうか。

○教育長 教科の学習についてのルーブリックということでしょうか。それ以外も含めたその評価の指標という意味でしょうか。

○委員 教科に特化したものでも結構ですし、それ以外の全体的な、例えば「考える力」とか、それ以外の力でも結構なんですけれども。

○事務局 今の委員のほうからお話にもありましたルーブリック評価等の現状については、市全体としてはできておりません。学校におきましては、学年ごとに育てたい子ども像などをルーブリックのような形で示して、各学年ごとの教員が、その子ども像に向かって、子どもと一斉に携わっています。また、各教科でも、評価にかかわっては、そういったルーブリックを取り入れている学校はございます。

以上でございます。

○教育長 学習評価については、国の指導要録の記入方法の通知を受けて、府全体で何か統一の学習評価の指標、参考資料になるものはあるのでしょうか。

○事務局 大阪府からは、そういった評価の参考資料は提供いただいております。それをもとに、各学校に、市として参考資料をお示しして、各学校で評価の指標は作成しております。

○教育長 ちょうど新しい評価が始まったところで、各学校もそういった国、国立教育政策研究所が作った参考資料や、府の参考資料も活用しながら、その学習指導要領の内容に沿ってかつ、各学校で行われている具体的なその学習活動にあった評価をどうするのかというのは、工夫しながら取り組んでいるところです。各学校でも、特に1学期は本当に模索しながらやっていたのではないかと考えております。

また、その評価結果をもとに、学習指導を改善するのはもちろんですけど、評価のあり方もまた改善しながらやっていくことが大事だと思っております。やっぱり評価のための評価にならないようにすることも大事で、特に学校教育では、必ずしもそのルーブリックの方法だけではなくて、もう少し簡易なというか、それぞれ具体的な規準をつくってやってもらっているというところもありますので、うまくその学習活動に合わせた形で、そのルーブリック的なものと、ルーブリックじゃないものを組み合わせながら、子どもたちがより把握しやすい学習評価で、かつそれを子どもの学習のさらなる向上に生かせるような評価を、本当に大事なことです。また各学校で工夫していただいているところをまた教育委員会もいろいろ情報を集めて、困っているところに対して助言していきながら、取り組んでいきたいと思っております。

○委員 そうしましたら、いろいろと分からないことがあります。お聞きしているような状況なんですけれども、こういった府や市の調査結果といいますのは、各学校がつくっている目指す子ども像を実現するための資質能力とかを含めましたルーブリックってつい言ってしまいうんですけれども、それをお持ちなわけですよね。それとこう繋がっている、もしくは繋げようとしておられるプロセスの途中だということ

でしょうか。

○事務局 各学校では、目指す子ども像を、今は中学校区で一つのものをつくって、そういった子どもを育成するために教育活動に取り組んでいます。

従前から、各学校の学年ごとに、そういった育てたい子ども像をつくったりはしていますけれども、今、委員からありましたように、それと大きな目標等を今繋げるための途中段階であるというふうに認識しております。

○委員 大学でも、卒業するまでに身につけたい力というのを、ルーブリック評価で始めているところで、それを回答したものをもとに、学科の教員で、文言を見直すような研修会をやってまして、結構楽しいんです。どういうふうな力をつけたいのかというふうな文言を見直すような作業なんですけど、自分の授業も見直すことにも繋がっているので、ぜひ何かそういう活動を活発に、やらされているっていうのではなくて、やったら結構楽しいなみたいな活動になればいいなというふうに思ったのを感じました。

○教育長 ありがとうございます。

学習評価については、学習指導要領の内容に基づいて指導計画を作り、教科・学年の内容について、子どもがどのようなことができるようになるか、という具体的な目標を立てて指導し、その目標に対して子どもの学習がどこまで到達したのかを評価する活動は長年やられています。そして授業の学習評価に加えて、全国学力・学習状況調査の結果からも、子どもたちの学習状況を分析していくことによって、改善のサイクルが比較的つくりやすいと思います。一方、学校の教育目標というのは、必ずしも子どもの学力だけではなくて、地域活動への参加など、様々な目標を掲げておりますので、各項目を評価していくのかというのは、難しいところもあります。その際に、学力と違って「ここまで実現すればいい」というのが、つくるのは難しい項目もあります。今回の全国学力・学習状況調査でも、様々なアンケート項目を調整しておりますので、各学校の掲げている目標に対して、使えそうなデータが幾つかありますので、

各校で指標を設けて、どこまで今、迫っているのかを把握していくことも大切だと思っております。

また、各学校でアンケートなどを工夫して、子どもたちが実際にどのように考えているのかという子どもたちの受けとめ方や、子どもたちの伸びという部分も把握しながら、学校の目標が達成しているのかどうかを分析していくようにしていきたいと思っております。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第30号の全国学力・学習状況調査と大阪府の小学生すくすくテストについての調査結果の公表資料につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第30号につきましては、原案どおり決定いたしました。本当に子どもたち、保護者はもちろんのこと、一人一人の先生、それから学校運営協議会を通して地域の方とかも含めて、情報を共有して、日々の授業改善、あるいは学校の教育活動の改善に繋げていきたいと思っております。

それでは次に、また学力調査関係ですが、日程第6、議題第31号「令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）への参加について」を議題いたします。議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第31号「令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）への参加について」。令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）への参加について、次のとおりとする。

令和3年9月21日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第31号「令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）への参加について」御説明申し上げます。

去る令和3年9月13日、大阪府教育委員会教育長より、令和4年度小学生すくすくウォッチへの参加について依頼がございました。まずは、内容等につきまして説明いたします。

恐れ入りますが、議案書5ページから10ページの令和4年度大阪府新学力テスト実施要領を御覧ください。内容につきましては、文言の修正等のみで、本年度実施しているものから大きな変更点はございません。

1、趣旨・目的についてです。本調査は、子どもたち一人一人が学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実に身につけることが目的となっており、その目的を達成するため、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、本調査を実施するとともに、問題及びアンケートの結果や分析等から、強みを伸ばすことや、課題の克服等の取り組みの充実に努めていくこととなっております。

2、問題及びアンケートの内容等についてです。対象は、小学校及び義務教育学校前期課程の5年生、6年生の全児童です。実施内容は、5年生は、国語、算数、理科、教科横断型問題です。6年生につきましては、全国学力・学習状況調査がありますので、教科横断型問題のみとなっております。

アンケートは、児童、教員の両方がございます。児童アンケートは、目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活に生かす力、好奇心等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートとなっております。教員アンケートは、小学校及び義務教育学校前期課程の5年生、6年生の学級担任及び当該学年に関わる教員等を対象とし、授業や指導、学校や学級の様子等に関わるものとなっております。

次に3、テスト及びアンケートの実施日、場所、時間についてです。実施日は、令和4年4月18日から4月26日となっておりますが、本市におきましては、今年度同様、全国学力・学習状況調査と同日の、令和4年4月19日木曜日と考えておりま

す。実施場所は、各学校で、実施時間は、国語、算数、理科はそれぞれ20分、教科横断型問題は40分、児童アンケートは20分程度です。

次に4、問題・アンケートの作成及び実施並びにその後の取組みの実施体制についてです。問題・アンケートの作成にあたっては、府内市町村教育委員会との協議を踏まえ、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者、大阪府教育センター、大阪府教育庁の代表者により構成された問題及びアンケートの作成のワーキングチームにより協議の上、作成することとなっております。

次に5、問題及びアンケート結果の取扱いについてです。

(1) 結果分析については、各教科の状況、設問ごとの状況が示されます。アンケートの結果分析は、児童・教員アンケートの相関関係や、各教科の結果等との相関関係の分析が示されることとなっております。

(2) 提供資料は、児童、学校、市町村教育委員会ごとに個人票や結果データ等となっております。

(3) 結果の公表については、大阪府教育委員会は、府全体の状況及び市町村の状況について公表すること。市町村教育委員会は、すくすくウォッチの趣旨に基づき、域内の状況にかかる結果や取組みの説明に努めること。学校は、保護者等に自校の結果について、すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するために、公表することは可能となっております。

なお、(4) 結果の取扱いに関する配慮事項において、結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすることとなっており、具体的な公表の手続等が4点示されております。

次に6、各教科等及びアンケート結果の活用についてです。各教科及びアンケートの結果から、すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるにあたり、教

員、学校、市町村教育委員会が、それぞれの立場で取組みの推進に努めることとなっております。

最後に、7、留意事項についてです。各教科及びアンケートは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施するということが明記されています。また、障がいのある児童や、日本語指導が必要な児童等への配慮及び対応については、学校が、児童、保護者と協議の上、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応することとなっております。

以上、小学生すくすくウォッチの内容等の説明とさせていただきます。

教育委員会としましては、これまでも、全国学力・学習状況調査、大阪府中学生チャレンジテストに参加することで、本市の児童生徒の学力や学習状況調査を把握・分析し、教育施策の成果や課題の検証を行い、その改善を図ってきましたが、本調査の参加により、5年生からの経年での比較が可能となることで、調査結果の分析をこれまでよりも充実させ、施策の見直しや改善を行えると考えています。令和4年度におきましても、調査結果をもとに、本市立学校の児童の強みや学校の取組み成果等を、各教科の状況や正答数の層に応じた児童アンケートとのクロス集計、教員・児童アンケートとの比較などを分析により明らかにし、教育施策の検証・改善及び学校における教育指導の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携した取組みのより一層の充実につなげていくため、実施要領に基づき、当該調査に参加することは必要であると考えています。

以上、誠に簡単な説明ですが、これまでの学力向上へ向けた取組みをさらに進めるため、令和4年度大阪府新学力テストへ参加することにつきまして、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 参加に対しては、賛成したいというふうに思っています。うちの子もちようど今回、テストを受ける立場にあったんですけれども、その個票をいただいて、

結果の中に、その子の強みとか弱いところが丁寧に記載されていて、とても興味深く親としても見ることができました。

教育長が、この調査結果がもう本当に、宝の山だというふうにおっしゃっていたのも、先ほど結果概要の案のところで見させていただいたときに、本当にたくさんたくさん考えることが出てくるなど。興味深く拝見したのですが、参加をすることでやっぱり経年の比較もできるでしょうし、そういったことでこれからの守口市の教育に生かしていただくためにも、ぜひ参加していただきたいというふうに思いました。

○教育長　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

私からの質問なんですけど、すくすくウォッチは今年度からの調査ということで、来年度に向けて、大阪府として、何かこういった点を改善する予定など何かあるんでしょうか。個人的には、こういった問題は、割と基本的な知識技能の問題なので、全国学力調査と一緒にじゃなくて、もっと早く回答を周知してほしいなんて思いはありますが、それから、今後の期待として、経年で見たりとか、追跡ができるようにしていきたいというような方向性が示されておりますが、そういったことには非常に期待はしておるんですが、何か来年に向けて、こういうことが変わるなど、もし、聞き及んでいることがありましたら教えてください。

○事務局　先ほどの回答類型などにつきましても、今年度の5月に実施した際に、翌月には、その回答類型等の提示はございました。プラスで、先ほど申しましたわくわく問題についての指導案で、このように指導していきたいというのも、6月中には提示されたところです。現時点では、そのようなスケジュールで行うということでお聞きはしておりますが、改めてこういう変更点があるというのは、今のところ聞いているところはありません。

以上です。

○教育長　府は、調査等を実施したほぼ同日ぐらいに、もう問題とか解説も出しているんですが、それでやっぱり国のほうは、文章での解答問題とか結構あるので、採

点が非常に時間がかかって、一学年大体100万人ぐらいの採点はしますので、どうしても最短でも、8月末くらいになるのですが、大阪府のテストは、本当に選択問題とか短答問題なので、もう少し個人的には、採点を早くしていただいて、国と一緒に結果を出すのではなくて、結果を出すのをもっと早くしてくれるとありがたいと思った次第です。ありがとうございました。

いかがでしょうか。本当にこのすくすくウォッチは、今年度から始まったばかりです。どういうふうに活用したらいいのかというのは、我々も少し模索しているようなところで、やっぱりこのテストだけではなくて、全国学力調査と合わせて全体図を見ていく、ツールとして活用していかないといけないと思いましたが、全国学力調査と学年を変えてやってもらってますので、そういった5年生から6年生まで、追跡でできるようになると、本当にいいなと思っておりました。あと、こういう基本的な知識技能の問題は、もうたくさん用意してもらって、普段の学校での授業とか宿題とかにも使えるようになるといいと思いますので、ぜひC B Tみたいな形になっていくといいと思っておりましたが、またそういったことも、少し大阪府も考えているようですので、今後ぜひ期待していきたいと思っております。

また、このすくすくウォッチも、個人票で特に教科横断的な問題を工夫してもらっているんですね。会議が終わってからも結構ですので、すくすくウォッチの教科横断的な問題の個人に返す調査票の例を、委員の皆さんに共有していただくとありがたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

それでは、ほかに御質問、御意見がないようですので、採決したいと思います。

議案第31号につきましては、原案どおり令和4年度の調査に参加するというふうに決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第31号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは次に、日程第7、報告第4号「新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針について」を議題といたします。議案の朗読をお願いします。

○事務局 報告第4号「新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針について」。新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針について、次のとおり報告する。

令和3年9月21日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは議案の説明をお願いします。

○事務局 報告第4号「新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針について」御報告させていただきます。

恐れ入りますが、議案書11ページから20ページを御参照いただきますよう、お願いいたします。

令和3年8月27日、文部科学省より、学校で児童生徒や教職員が新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインが策定され、各地域の感染状況等に即した対応が図られるよう通知がありました。

このガイドラインでは、特に非常事態宣言対象地域等において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、学校における濃厚接触者等の特定や、臨時休業の判断にあたっての考え方について示されており、各学校や学校の設置者において、地域の感染状況等の現状に即した対応が図られるよう示されています。

市教育委員会におきましても、これまで令和3年2月に改正した新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針をもとに、保健所や学校医からの協議や助言を受け、臨時休業の期間等を決定してきたところです。

このたびの文部科学省の通知を受け、市教育委員会として「守口市立学校における児童生徒・教職員が新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」を策定し、令和3年9月1日付で、「新型コロナウイルス感染症による学校臨時

休業対応基本方針」を改正しましたので、御報告いたします。

本来であれば、教育委員会定例会において御審議いただき決定すべき事項であります。今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、その対応について、学校保健安全法第20条の規定に基づく臨時休業の措置に係る早急な休業判断と、保護者等への周知すべき事項であったため、守口市教育委員会事務局決裁規定第3条の規定に基づき、教育長の専決処分とさせていただきます。

それでは、「新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針」の改正内容について御説明いたします。

13ページをお開きください。この基本方針は、新型コロナウイルス感染症の罹患者が確認された場合の臨時休業についての、学校行事や部活動等を含めた学校教育活動を継続し、児童生徒の健やかな学びを保障しつつ、感染症対策を講じる観点から、適切な対応を行うためのものです。

今回の基本方針の改正点は、第1項において、今回新たに策定しました緊急事態宣言対象地域、又は蔓延防止等重点措置区域に指定された場合における、「守口市立学校における児童生徒・教職員が新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」を策定し、その出席停止の措置及び臨時休業の判断について措置することを追記したもので、第6項では、これまで臨時休業等における家庭学習での学びの保障、心のケア等を目的に、オンライン授業、オンライン学習を実施することを明記しております。

次に、令和3年9月1日に策定いたしました「守口市立学校における児童生徒・教職員が新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」について、御説明させていただきます。

17ページをお開きください。このガイドラインは、これまで学校で児童生徒・教職員が新型コロナウイルスに罹患した場合、濃厚接触者に特定された場合の出席停止措置についての考え方や、濃厚接触者等の候補の考え方を明記しております。

第1項では、学校で感染者が確認された場合の児童生徒・教職員における休業等の措置を示したものです。

第2項では、罹患者との接触等により、濃厚接触者として特定される場合や、検査対象となり得る場合を示したものです。

18ページにまいりまして、第3項では、罹患者が判明した場合に、学校の全部又は一部の臨時休業を行う必要性を保健所の調査や学校医の助言等を踏まえ、教育委員会が判断し、臨時休業の決定を示したもので、市教育委員会においては、これまでから学校で罹患者が判明した場合には、保健所の疫学調査機関を2日から3日間を想定し、学年閉鎖もしくは学校全体の臨時休業の措置を行ってきましたが、今般の非常事態宣言対象地域に特定されて以降、保健所が業務が逼迫している状況において、家庭・学校等への疫学調査の結果に時間を要している状況も含め、緊急事態宣言対象地域又は蔓延防止等重点措置区域に指定されている状況においては、事前に教育委員会と保健所で協議し、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合には、教育委員会において臨時休業の継続等を検討し、その感染状況等を踏まえ、その範囲を決定し保護者に周知する旨を示したものです。

また、その継続する臨時休業として、学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業の考え方を示しております。

市教育委員会としましては、緊急事態宣言対象地域等に特定されている場合、学校から罹患者が判明した場合、これまでと同様に学年閉鎖、もしくは学校全体の臨時休業を3日間とし、感染の状況等の把握に努め、感染が拡大している可能性が見受けられる場合等においては、保健所からの助言等を受け、さらに5日から7日間の臨時休業の継続について検討し決定しております。

以上、報告を申し上げ、御承認いただくものでございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ありがとうございます。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 8月の定例会でも申し上げたような気がするんですが、この臨時休業等に対する基本方針に全く異論はないんです。これからの心配事項として、ワクチン接種を希望される方には、希望接種できる環境をどんどん提供していくということですが、打たない方も学校におられますので、そのワクチン接種の有無に関して、偏見とか差別とかなどの不要な干渉をしないように、配慮するようなことが実際には必要になってくるんじゃないかなって気がしますね。大阪府は、中学校3年生に対して、受験が控えていますので、ワクチンに関しては割と奨励するような感じのイメージを出していますのでね。それでも打たない方は打たないので、ちょっとそこが気になりますので、もう既に対応されていたら、これで十分なんですけれども、気をつける必要があるかと思えますし、教職員が違う見解を子どもに言うと、大変なことにもなりますので、そのあたりをこれからは注意していかねばならないだろうと思います。

以上です。

○教育長 何か、補足はございますでしょうか。

○委員 これは教職員の間でも同じことなんですよ。100%ではないはずですから、そのあたりも全く状況同じですので、注意しなければならないと思います。

○事務局 今いただきましたワクチン未接種に関する差別偏見等、それを未然に防いでいくという点につきましてですが、まずは、ワクチン以前に、コロナにかかる差別、偏見が起きないように、まずは教育委員会、学校としては、コロナによる臨時休業であったり、その情報を流す際には、必ず、もう繰り返し繰り返しその個人情報の取扱いであったり、そのあたりの考え方というのは常に発信をさせていただいております。

また今回、ワクチン接種に関しましては、教育委員会としても、その考え方を簡潔に示したものをしっかりと周知させていただき、先日の校長会においても、教育部長のほうからも、他の自治体で起きている不適切な対応等の一例を挙げて、そういう不適切な対応が行われないように、学校長にも直接お示しをさせていただきました。今

後も、この問題については、一度したからもうそれで大丈夫だということではないと思いますので、引き続きこちらも、校長会等とも連携しながら、今申しました考え方、そして留意すべき点を引き続き継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○教育長　　ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

ワクチン接種については、いろいろな考え方がありますが、国や府の方針や見解に基づいて情報提供をしていくというような考え方で、これからもやっていかざるを得ないと思っています。いろいろな情報を背景にして、御自分のお考えを発表される方もいらっしゃると思いますが、国や府の大きな方針の下にやっていかないと、混乱してしまいます。今後、感染状況あるいはいろいろなワクチン接種、治療薬の開発が進んでくると思います。こうした動きを注視しながら、正しい情報を伝えていきたいと思えます。

それでは、報告第4号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長　　ありがとうございます。異議なしと認め、報告第4号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは次に、報告事項に移ります。報告事項1、「物損事故に伴う損害賠償請求に係る和解について」の説明をお願いします。

○事務局　　私からは、「物損事故に伴う損害賠償請求に係る和解について」御報告申し上げます。

お手元の資料を御参照いただければと思います。今回の物損事故の内容でございますが、令和3年7月2日金曜日、午前10時40分ごろ、さつき学園敷地内において、学校管理課職員が運転する市車両が後退したところ、駐車していた相手方の自動二輪

車に接触し、損害を与えたものでございます。

本件事故につきましては、相手方とその後、示談交渉を進めた結果、相手方が承諾したため、和解することとなりました。和解につきましては、地方自治法の規定により、議会の議決が必要ですが、本件和解につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長において専決処分することができる事項に該当するものであるため、令和3年9月7日付で損害賠償額を263,210円と決定し、和解いたしました。その後、本件につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市長の専決処分事項の指定に係る報告として、令和3年9月14日の令和3年9月守口市議会定例会にて書類報告がされたことにつきまして、御報告いたします。

以上でございます。

○教育長 何か御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは次に、報告事項2、「守口市立図書館の運営状況についての現状の評価等に係る答申について」の御説明をお願いします。

○事務局 それでは、守口市立図書館の運営状況についての現状の評価等について説明させていただきます。

守口市立図書館の運営状況についての現状の評価等については、令和3年1月教育委員会定例会において、守口市社会教育委員会議に対し、諮問に係る議決をいただいたところでございます。このたび、令和3年8月31日付で、社会教育委員会議より答申を拝受したことから、令和3年9月教育委員会定例会で報告するものでございます。

議案書22ページから45ページをお開きください。「守口市立図書館の運営状況についての評価及び今後の発展について」御説明申し上げます。

1つ目、「図書館サービスの充実」では、令和2年度末時点での蔵書数は拡充計画より大きく上回っており、今後も引き続き利用者のニーズに合った収集を行われたい。また、インターネットなどによるサービス等、利用者に寄り添ったレファレンスサー

ビスを実施されたいとの意見が出ておりました。

2、「学びと課題解決を支援する図書館」では、市立図書館の機能として、本の貸出しだけでなく読書活動全体を活発にし、地域全体の知識や教養を向上させることを念頭に置き、運営されたい。また自習室については、たくさんの方に利用いただいているが、利用者アンケートにもなかなか利用できない等の意見が出ていることから、今後も利用者へのマナーの徹底など、よりよい利用方法を検討されたいとの意見が出ておりました。

3番目です。「子どもの読書活動を推進する図書館」では、子ども向けの読書活動のイベントはたくさん実施されているが、中高生に対して本の魅力を伝え合えるイベントは実施できていないため、今後実施されたい。イベントの実施にあたっては、テーマ設定や実施方法などを図書館司書、司書教諭、学校司書及び教員等との連携を検討されたい。また、学校司書との連携はとれていたが、定例的に連携する機会を設けることなどについて両者の計画に位置づけられたい。図書館から学校へ出向いての出前授業を学校司書と連携して実施されたい。子どもたちが本に親しみが持つことができたり、本の良さを改めて感じることでできるイベントやワークショップを実施されたいとの意見が出ておりました。

4番目に、「効果的・効率的な運営体制の図書館」では、利用者アンケートは一定数の回答を得ることができているが、来館者数から考えると、もう少し幅広く回答を得られることができる体制を構築されたい。職員研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため大部分がリモートでの参加となったが、月に1回はテーマ別の研修を複数人が受講できるなど計画的に実施されており、評価できる。今後も図書館としての質を向上させるため、職員研修に注力されたいとの意見が出ておりました。

25ページ以降は、事業報告、実績報告及び入館数を載せております。

以上、誠に簡単な説明ですが、図書館運営状況についての評価の報告とさせていた

できます。

○教育長 何か御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、ほかに何か御報告や連絡、事務局からありますでしょうか。

○事務局 教育センターより、ICT関係について御報告させていただきます。

先ほど全国学力・学習状況調査の結果報告でも触れられておりましたが、ICT、とりわけオンラインを活用した授業や学習を各校で実施しております。Wi-Fi環境のない家庭への支援として、長期休業中また感染症等の影響による臨時休業や子ども出席停止に対応するため、ルーター、SIMカードを貸与しておりましたが、毎日の学習を保障するため、新たなシステムのSIMカードを購入することといたしました。10月以降は、長期に継続してWi-Fi利用が可能となる環境を提供できることになり、現在、Wi-Fi環境のない家庭でも、インターネットを利用した学習が可能となる見込みとなっています。

以上、報告です。

○教育長 ありがとうございます。ほかに何かありますでしょうか。

○事務局 私からは、守口市立学校における教育活動につきまして、御報告させていただきます。

現在、緊急事態宣言中の守口市立学校の教育活動につきましては、毎日の健康観察や基本的な感染症対策を徹底しつつ、長時間密集又は近距離で対面形式となる活動等の感染リスクの高い活動は、実施しないこととしております。

また、緊急事態宣言中の部活動につきましては、原則休止としております。ただし、公式大会のコンクール、発表の場への参加及び参加に向けての活動につきましては、感染防止対策を徹底した上で、活動時間を平日及び学校の休業日ともに1時間程度とし、短縮して実施しております。

最後に、9月末までに予定されておりました宿泊学習は、全て延期となっております。

以上、誠に簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○教育長　ほかにありますか。

○事務局　保健給食課から1件、御報告させていただきます。手元にお配りさせていただいていますグラフ上に日時を印刷した分でございます。令和3年7月定例会で御報告させていただいた以降の、新型コロナウイルス感染症による臨時休業を実施した件数でございますが、延べ23校について、こちらのほうの資料として御報告させていただきます。

先ほども御説明させていただきましたが、9月1日から基本方針を改訂させていただいておりますので、7日間の継続を実施させていただいたことを示しております。

以上でございます。

○教育長　ほかにいかがでしょうか。ほかにないようですので、以上にて本日の定例会を閉会したいと思います。

長時間にわたり、どうもありがとうございました。

閉会：午前11時33分